

意見書第 77 号

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和8年(2026年)6月22日提出

提出者	枚方市議会議員	鍛冶谷 知 宏
		八 尾 善 之
		田 口 敬 規
		松 岡 ちひろ
		門 川 紘 幸
		大 濱 暢 祐
		東 実名子
		藤 田 幸 久

〈提案理由〉

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求めるため。

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担うケアラーの負担が深刻な社会問題となっており、とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に義務づけられたところです。

ケアラーは、子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラーなど、多様化、複雑化しており、ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、学びや就業の機会喪失などを招き、人生の様々な局面に多大な影響を及ぼしています。

国においても、経済財政運営と改革の基本方針２０２５において、年代や就労の有無を問わず、ケアラー支援の必要性が明記されましたが、現在の取組は、地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだ整備されていません。また、現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって、支援内容にも差が生じています。

よって、政府は、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の措置を速やかに講じるよう強く求めます。

記

- １．ヤングケアラーに限らず、全てのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- ２．ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- ３．地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
- ４．ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及、啓発を推進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 大 地 正 広

〈提 出 先〉

内閣総理大臣
厚生労働大臣

財 務 大 臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）

文部科学大臣

意見書第 78 号

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和8年(2026年)6月22日提出

提出者	枚方市議会議員	鍛冶谷 知 宏
		八 尾 善 之
		田 口 敬 規
		松 岡 ちひろ
		門 川 紘 幸
		大 濱 暢 祐
		東 実名子
		藤 田 幸 久

〈提案理由〉

ドナーミルクの利用拡大を求めるため。

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれています。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされています。

しかし、早産や帝王切開など、母体の健康状態等により母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄附された母乳であるドナーミルクを提供する母乳バンクの取組は、極めて重要です。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3か所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供していますが、ドナーミルクの法的位置づけは定まっていません。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることや、ドナー登録に必要な問診等の業務負担がドナー登録施設の拡充を阻んでいることも課題となっています。

よって、政府は、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支えるため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置づけを一日も早く明確化すること。
2. ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナー登録時の検査等に対する支援を行うこと。
3. ドナー登録者を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア時など、周知機会の拡大を進めること。
4. 医療現場や国民に対し、ドナーミルクに関する正確な知識及びその重要性について、広く普及、啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 大 地 正 広

〈提 出 先〉

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

意見書第 79 号

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和8年(2026年)6月22日提出

提出者	枚方市議会議員	鍛冶谷	知 宏
		八 尾	善 之
		田 口	敬 規
		松 岡	ちひろ
		門 川	紘 幸
		大 濱	暢 祐
		東	実名子
		藤 田	幸 久

〈提案理由〉

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求めるため。

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

住まいは社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るために不可欠な社会インフラです。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得者や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担が生活困窮に拍車をかけています。

また、単身高齢世帯においては、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化しています。

加えて、現行の住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしていますが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれていないと言いき難い状況です。

よって、政府は、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 低所得者や子育て世帯を対象とした新たな住宅手当制度を創設すること。あわせて、既存の家賃補助制度の対象拡大と補助額の引上げを図ること。
2. 居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯等への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。
3. 高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスの普及に向け、ＩｏＴ技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進するとともに、高齢期に備えた相談体制を整備すること。
4. ＵＲ賃貸住宅や公営住宅の空き住戸をＮＰＯ法人等に定期借家、低家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。
5. 生活保護の住宅扶助基準額を現行の家賃相場に見合う水準へ引き上げるとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 大 地 正 広

〈提 出 先〉

内閣総理大臣

財 務 大 臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

意見書第 80 号

地域公共交通の維持に向けた法整備及び財政措置の拡充を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 8 年(2026年) 6 月 22 日提出

提出者	枚方市議会議員	鍛冶谷 知 宏
		八 尾 善 之
		田 口 敬 規
		松 岡 ちひろ
		門 川 紘 幸
		大 濱 暢 祐
		東 実名子
		藤 田 幸 久

〈提案理由〉

地域公共交通の維持に向けた法整備及び財政措置の拡充を求めるため。

地域公共交通の維持に向けた法整備及び財政措置の拡充を求める意見書

少子・高齢化による人口減少に伴う利用者減少や運転士不足の深刻化により、地域公共交通は極めて厳しい状況に置かれています。地方部では、交通事業者単独による路線維持が困難となる一方、大都市近郊部においても、鉄道網を補完するバス路線等の維持、確保が大きな課題となっています。

特に近年では、運転士不足等を背景に、各地で路線廃止や減便、さらに、始発・最終便の変更が進み、通勤、通学をはじめ住民生活や地域活動にも大きな影響が及んでいます。さらに、高齢化の進展に伴う移動需要の増加も見込まれる中、このままでは地方部のみならず大都市近郊部においても、いわゆる地域の足が失われるおそれがあります。公共交通は、住民生活や地域経済を支える重要な社会インフラであり、その維持、確保は地域社会の存立に直結するものです。しかし、多くの生活交通は自治体の財政支援に依存しており、特に大都市近郊部では自治体の負担が増加しているのが実情です。

よって、国会及び政府は、地域公共交通を将来にわたり持続的に確保するため、下記の措置を早急に講じるよう強く求めます。

記

1. 地域公共交通を、道路等と同様に国民生活及び地域経済を支える基礎的な社会インフラとして法的に明確に位置づけるとともに、安定的かつ持続的な維持、確保を可能とする新たな法体系の整備並びに財政支援制度の抜本的拡充を図ること。
2. 地方部のみならず、大都市近郊部における通勤、通学、高齢者移動等を支える地域交通についても、その重要性を踏まえ、普通交付税措置を含む財政支援の充実を図るとともに、路線廃止や減便、さらに、始発・最終便の変更等による住民生活及び地域経済活動への影響を踏まえ、運転士確保支援を含む地域公共交通ネットワーク維持施策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 大 地 正 広

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

意見書第 81 号

空港等を特定利用空港・港湾に指定することに反対する意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和8年(2026年)6月22日提出

提出者	枚方市議会議員	広瀬	ひとみ
		堤	幸子
		松岡	ちひろ
		三和	智之

〈提案理由〉

空港等を特定利用空港・港湾に指定することに反対するため。

空港等を特定利用空港・港湾に指定することに反対する意見書

国は、安全保障関連３文書の一つである国家安全保障戦略に基づき、民生目的で設置された空港や港湾を、有事に加えて平時においても、自衛隊や海上保安庁が訓練や人員、物資の輸送などに利用しやすくすることを目的に、特定利用空港・港湾に指定し、整備などを進めています。

２０２４年４月１日に、５空港１１港湾が特定利用空港・港湾に指定されたことを皮切りに、現在までに全国２４空港３３港湾が指定されており、この度、さらに大阪国際空港、関西国際空港及び堺泉北港の指定が検討されています。

国が大阪府に示した資料には、特定利用空港・港湾においては民生利用を主とする旨が記載されていますが、２０２４年５月９日の参議院外交防衛委員会においては、「米軍が利用する可能性は考えられます」と防衛大臣が答弁しており、指定された場合は、自衛隊と米軍により戦争に活用される可能性が高まります。さらに、ジュネーブ諸条約第１追加議定書では民間施設への攻撃を禁じていますが、軍事利用される施設は保護対象から外され、有時の際に攻撃目標となる危険が大幅に拡大します。

また、訓練時における空港・港湾利用者への影響に加え、大阪国際空港や堺泉北港は市街地に近接していることから、安全面での問題、騒音や夜間照明等による住環境への影響が生じることも懸念されます。

よって、政府は、安全と平和を守るため、大阪国際空港、関西国際空港及び堺泉北港を特定利用空港・港湾に指定しないよう強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 大 地 正 広

〈提 出 先〉

内閣官房長官

国土交通大臣

防 衛 大 臣

意見書第 82 号

労働時間規制の緩和を行わないことを求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和8年(2026年)6月22日提出

提出者	枚方市議会議員	広瀬	ひとみ
		堤	幸子
		松岡	ちひろ
		三和	智之

〈提案理由〉

労働時間規制の緩和を行わないことを求めるため。

労働時間規制の緩和を行わないことを求める意見書

高市首相は、人手不足を背景に経済界から労働時間規制の緩和を求める声が出ていることから、個人の意欲と能力を最大限生かせる社会の実現に向け、労働時間規制の緩和を検討するよう厚生労働大臣に指示しました。

しかし、日本のフルタイム労働者の労働時間は、欧州諸国に比べ長い傾向があり、過労死に至る事例が後を絶ちません。令和6年度の過労死等の業務災害に係る労災保険給付の支給決定件数は、脳・心臓疾患による死亡が67件、精神障害による自殺（未遂を含む。）が88件にのぼっています。

労働基準法の法定労働時間は、原則として1日8時間、週40時間とされていますが、平成31年4月から順次施行された働き方改革関連法により、時間外労働（休日労働を含む。）は、特別の事情がある場合、労使協定によって、月100時間未満、複数月平均で月80時間まで容認され、すでに過労死に至る水準にまで労働時間規制の緩和が行われており、さらなる規制緩和は、長時間労働の解消に逆行するものにほかなりません。

労働者の生活と健康を守るためには、時間外労働をしなくても生活費が維持できるように賃上げすることが根本的な解決策であり、時間外労働の上限規制を強化することこそが最優先の課題です。労働者本人の選択という理由で、安易に労働時間の規制の歯止めをなくすことは許されません。

よって、政府は、これ以上の労働時間規制の緩和を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 大 地 正 広

〈提 出 先〉

内閣総理大臣

厚生労働大臣